

勤労者ニュース No. 57

編集・発行 豊中市市民協働部 暮らし支援課

〒560-0022 豊中市北桜塚 2-2-1 (生活情報センターくらしかん内)

TEL 06-6858-6863 FAX 06-6858-5095 E-Mail kurashi@city.toyonaka.osaka.jp

豊中市では、雇用や労働に関する動向や、勤労者の福祉に関する情報をさまざまな形で発信しています。この勤労者ニュースでは、雇用労働情報をまとめて事業所の皆さんにお届けしています。

関西の景気は緩やかな拡大を続けている中、2025年の万博が大阪で開催することが決まりました。有効求人倍率は上昇傾向を辿り、失業率も低水準で推移しており、従業員を新たに採用するのは厳しい状況です。人手不足による事業制約を指摘する声も広がっており、人手不足関連倒産も増えています。

また、4月には働き方改革関連法案の施行が順次始まるほか、新たな外国人人材の受入れに関する制度が実施される予定です。また、パワーハラスメントを防ぐため企業が防止策に取り組むことが法律で義務付けられることが検討されています。

さらに、人事業務においてもAIやビッグデータの活用といったテクノロジーを活用するHRテクノロジーが話題になるなど雇用・労働をめぐる環境が大きく変わりつつある時期ですが、世の中の動向を参考にしながら従業員を大切にしていくことが事業を継続していくうえで重要になってきています。豊中市は、国の支援策も活用しながら、働く人、仕事を探す人、事業所の皆さんを応援しています。

目次

働き方改革の推進に伴い、労働に関するルールなどが変わります	2
若者サポートステーションのご案内	4
市が運営している無料職業紹介所・豊中をご利用ください	4
人権政策課出前講座・男女共同参画苦情処理制度のご案内	5
事業主の皆さん、豊中市中小企業勤労者互助会に加入しませんか!!	6
酒は百薬の長ではない～飲酒は適度な量にしましょう～	6
がん治療と仕事の両立	7
豊中市民が受診できる健診について	7
新たな就労支援の拠点・豊中しごとセンターのご案内	8
生活情報センターくらしかんのご案内	8

今号の同封物

以下のチラシや案内を同封しています。事業所の皆さんにとって役立つ情報をお届けしますので、事業所の状況に合わせてご活用ください。

- 労働セミナーちらし ● 豊中しごとセンターちらし ● 豊中市中小企業勤労者互助会の案内
- 市立豊中病院がん相談支援センターの案内 ● 飲酒問題チェックシート ● 豊中市企業人権啓発推進員協議会の案内 ● ビジネス支援図書館 ● 仕事と治療の両立のチラシ
- 男性のためのメンタルヘルス講演会の案内



働き方改革の推進に伴い、労働に関するルール

働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置が講じられます。今回の働き方改革全体の推進は、労働時間法制の見直しと雇用形態に関わらない公正な待遇の確保の2つがポイントとなります。



1 労働時間法制が見直されます

働き過ぎを防ぐことで、働く方々の健康を守り、多様な「ワーク・ライフ・バランス」を実現できるようにします。主な見直しの内容は以下のとおりです。

■ 残業時間の上限が規制されます

今まで法律上は残業時間の上限はありませんでしたが、法律で残業時間の上限が定められ、これを超える残業はできなくなります。残業の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合でも、年720時間以内、複数月平均80時間以内（休日労働を含む）、月100時間未満（休日労働を含む）を超えることができません。また、原則である月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。なお、中小企業への適用は2020年4月1日となります。

■ 「勤務間インターバル」制度の導入が促されます

1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息时间（インターバル）を確保する仕組みです。この仕組みが企業の努力義務となることで、働く方々の十分な生活時間や睡眠時間が確保されます。

■ 年5日間の年次有給休暇の取得が企業に義務付けられます

使用者が労働者の希望を聴き、希望を踏まえて時季を指定して、年5日は年次有給休暇を取得してもらいます。今までは労働者が自ら申し出なければ年次有給休暇を取得できませんでしたが、希望申出がしにくいという状況から制度が改正されました。無期転換ルールによって、契約期間は有期から無期に転換されますが、無期転換後の給与などの労働条件は、就業規則等で別段の定めがある部分を除き、直前の有期労働と同一の労働条件となります。

■ 月60時間を超える残業は割増賃金率が引き上げられます

月60時間超の残業割増賃金率が大企業・中小企業とも50%となります。今までは、中小企業は25%でしたが、大企業と同じ50%に引き上げられます。なお、適用は2023年4月1日となります。

■ 労働時間の常用を客観的に把握するよう、企業に義務付けられます

今までは裁量労働制が適用される人などは労働時間を客観的に把握する必要はありませんでした。しかし、健康管理の観点から、裁量労働制が適用される人や管理監督者も含め、すべての人の労働時間の状況が客観的な方法その他適切な方法で把握されるよう法律で義務付けられます。

2 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保が求められます

正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）との不合理な待遇の差をなくすことにより、どのような雇用形態を選択して

などが変わります。

も、待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様で柔軟な働き方を選択できるようにします。主な見直しの内容は以下のとおりです。

■ 不合理な待遇差をなくすための規定が整備されます

裁判の際に判断基準となる「均衡待遇規定」、「均等待遇規定」が、パート・有期・派遣で统一的に整備されます。パートタイム労働者・有期雇用労働者については、「均衡待遇規定」が明確化されるとともに、均等待遇規定が新たに有期雇用労働者も対象となります。派遣労働者については、派遣先の労働者との均等・均衡待遇が一定の要件を満たす労使協定による待遇が義務化されます。

■ 労働者に対する待遇に関する説明が義務化されます

裁判の際に判断基準となる「均衡待遇規定」、「均等待遇規定」が、パート・有期・派遣で统一的に整備されます。パートタイム労働者・有期雇用労働者については、「均衡待遇規定」が明確化されるとともに、均等待遇規定が新たに有期雇用労働者も対象となります。派遣労働者については、派遣先の労働者との均等・均衡待遇が一定の要件を満たす労使協定による待遇が義務化されます。

「同一労働 同一賃金ガイドライン」が策定されました

いわゆる正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者・パートタイム労働者・派遣労働者）との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないかを示したものです。

基本給や昇給、ボーナス（賞与）、各種手当といった賃金だけでなく、教育訓練や福利厚生などについても記載されています。

ガイドラインに記載がない退職手当、住宅手当、家族手当などの待遇や、具体例に該当しない場合についても、不合理な待遇差の解消などが求められます。そのため、各事業者において個別具体的な事情に応じた待遇の体系について議論していくことが望まれます。



留意点！

- 正社員の待遇を不利益に変更する場合は、原則として労使の合意が必要で、就業規則の変更により合意なく不利益に変更する場合であっても、その変更は合理的なものである必要があります。ただし、正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を解消するにあたり、基本的に労使の合意なく正社員の待遇を引き下げることは望ましい対応とはいえません。
- 雇用管理区分が複数ある場合（例：総合職、地域限定正社員など）であっても、すべての雇用管理区分に属する正社員との間で不合理な待遇差の解消が求められます。
- 正社員と非正規雇用労働者との間で職務の内容などを分離した場合であっても、正社員との間で不合理な待遇差の解消が求められます。
- ガイドラインは、改正法の施行時期に合わせて適用される予定です（2020年4月1日。ただし、中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日）。このため、現時点で今回のガイドラインを守っていないことを理由に、行政指導などの対象になることはありません。なお、現行法においても正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差が禁止されています。

わかもの就労支援を行う

「とよの地域若者サポートステーション」

愛称：サポステ

15歳～39歳で就職や自立を希望している、もしくは正規雇用へのステップアップを目指す方向けの支援を行う機関です。

豊中市では、厚生労働省の委託を受け、就労・自立に関する研修・講演・イベントの実施や求人・求職のマッチングなどを専門としている「一般社団法人キャリアブリッジ」が運営しています。就活相談・各種プログラム・職場体験実習などを通じて若者の安定就労への道を支えています。



来所した若者は、就活の相談やセミナーを受講します

◎ 職場体験実習受入れを通じて若者雇用に繋がる事例も

とよのサポステの職場体験実習を受け入れた企業の声

「初めて2週間の職場体験実習を受け入れました。働き方や特徴や個性が見えてきます。結果、若者を1名雇用できていま働き始めて2年目ですね。若者から学ぶことも多く、人財育成のありかたや若者の関わり方を学ぶいい機会になっています。最初の顔合わせからキャリアブリッジのスタッフの方がついてくれますし、受入れに関する相談は気軽にできて助かりました。」



製造業・サービス業・IT業など各種業務で受入れていただいています

◎ 若者を支えられる地域社会に

キャリアブリッジには、就労マッチング支援員・キャリアコンサルタント・臨床心理士・社会保険労務士・精神保健福祉士などさまざまな分野の専門知識を持つスタッフがチームとなり、多様な状況を見極めつつ、他機関と連携しながら若者の安定的な就労を支援しています。少子高齢化が進むなか、若者の自立は社会全体で取り組む問題です。地域に若者が活躍できる場を広げていくことで、若者の自己肯定感を育み、次の世代を育てる担い手となっていける好循環が生まれてくれれば良いと考えています。



キャリアブリッジ代表の白砂

【お問合せ】一般社団法人キャリアブリッジ（担当：長塩）

電話：06-6151-2244 メール：info@career-bridge.net

無料職業紹介所・豊中をご利用ください。

求職者と企業をつなぎ、企業を応援しています。人材に関する悩みごとや障害者雇用の取り組み、助成金の申請など、お気軽にご相談ください。

豊中市は、地域企業の活性化をめざすため、2006年（平成18年）11月から無料職業紹介事業を行っています。企業と求職者をつなぐための合同面接会や就職支援講座、ジョブライフサポーター養成講座も実施。くらし支援課のマッチングチームのメンバーが直接お伺いして、お話を聞き、企業に寄り添ってお手伝いします。

【お問合せ・申し込み】無料職業紹介所・豊中

電話：06-6858-6862（豊中市市民協働部くらし支援課内）



事業所見学会



合同面接会



ジョブライフサポーター養成講座

「出前講座」をご存じですか？

豊中市では、市民の皆さんのご要望に応じて職員が出向き、市の事業や制度についてお話しする「出前講座」を実施しています。「社員研修でセクハラ防止を扱いたいけど何をすればいいかわからない」、「労務管理の一環として、男女雇用機会均等法を学びたい」などのご希望にお応えし、経営者のみなさまのお手伝いをします。グループの勉強会などにも是非ご活用ください。

<例>

- セクシュアル・ハラスメントとは？
- 男女共同参画社会の実現をめざした豊中市の取組み
- 男女雇用機会均等法について
- DV（ドメスティック・バイオレンス）について

【申込み・お問合せ】 豊中市 人権政策課 電話：06-6858-2654



男女共同参画苦情処理制度って？



職場で性別による差別を受けている…

セクハラやマタハラを受けて困っている…

そんな時は…まずご相談ください。

- 専門調査員が対応します。
- プライバシーは守ります。

● まずはお電話かメールをください ●

男女共同参画苦情処理窓口

電話：06-6840-8055

danjokujou@city.toyonaka.osaka.jp

【受付日時】 毎週 火・土曜日（年末年始除く）

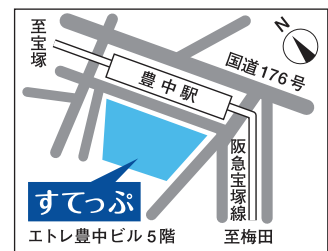
10時～16時（電話・面談）

メールは終日受付（メール回答に少しお時間いただきます）

ご利用
ください！

とよなか男女共同参画推進センター すてっぷ

すてっぷは、豊中市域のあらゆる分野への男女の均等な参画の推進及び男女の人権の確立を図ることを目的とした事業を行う施設です。市内外どなたでも利用できます。



情報ライブラリー 【お問合せ】 電話：06-6844-9735

男女共同参画推進に関する図書・資料（約22,000点）等の閲覧・貸出など無料で利用できます（貸出にはすてっぷ情報ライブラリーカードが必要）。また、職場研修に使えるDVD・ビデオの貸出も行っています。

女性のための相談室 【予約・お問合せ】 電話：06-6844-9739

女性が生きていくうえで抱える問題や悩みについて、女性の専門家が相談を受けます。相談はすべて無料、秘密は守られます。生き方総合相談、ガールズ相談、働く女性のちょこっと相談、労働相談、就労相談、法律相談、からだと心と性の相談があります。（要予約 電話相談【06-6844-9820】は予約不要）

市民活動の場（駅近の貸ホール・貸会議室）【お問合せ】 電話：06-6844-9774

会議・学習・市民活動などに使える貸室があります（営利目的利用は不可）。ロビーには印刷機、コピー機、授乳室、子どもが遊べるキッズスペースもあり、幅広くご利用いただけます。

学び・交流の場（講座・イベント）

女性の就労支援や各種講座の実施、企業向けの研修講師派遣もいたします。詳しくは、お問合せください。

【お問合せ】 電話：06-6844-9773

男性のための電話相談 【専用電話】 06-6844-9111

第2火曜日18～20時、第4土曜日13～17時
男性相談員による男性専用相談です。

	受付・開館時間	閉室・休館日
ロビー	9:00～21:30	水曜日・年末年始
貸室	9:00～21:30 (受付は20時まで)	水曜日・年末年始
情報ライブラリー	10:00～20:00 (日曜は17時まで)	水曜日・祝日・毎月最終火曜日・特別整理期間・年末年始
相談室	9:00～20:00 (土曜は17時まで)	水曜日・日曜日・祝日・年末年始
ホームページ http://www.toyonaka-step.jp		

従業員の人間ドック受診補助など1社だけでは実現できない福利厚生を!

豊中市中小企業勤労者互助会に加入しませんか。

中小企業こそ社員が一番の財産、でも自社だけで充実した福利厚生を実現するのは難しいケースも。豊中市長が会長を務め、市が運営をサポートしている豊中市中小企業勤労者互助会では市内の中小企業を対象に、小額の掛金で大企業並みの福利厚生を実現するお手伝いをしています。人間ドックの補助のほかにも、共済給付事業・福利厚生事業(コンサート・観劇チケットの斡旋やスポーツ・レジャー・宿泊施設などが割引料金で利用できます)・貸付事業を実施しています。

加入するためには

● 加入できる人(事業所)

市内において、従業員300人以下で事業を営む事業主及び従業員。法人、個人は問いません。

● 掛金

会費は会員1人につき月額500円、入会金(入会時のみ)は1人600円です。

※掛金の半額以上は事業主にご負担いただきます。掛金は税法上、損金または必要経費として処理できます。

【お問合せ先】

豊中市中小企業勤労者互助会事務局(くらし支援課内)

豊中市北桜塚2丁目2番1号(豊中市立生活情報センターくらしかん内)

TEL.06-6858-6863 FAX.06-6858-5095



互助会について
詳しくはこちらから

酒は百薬の長ではない。

適度な飲酒量を知っていますか?

健康に影響の少ない飲酒量は、1日2ドリンク=純アルコール量20gまでです。「ドリンク」というのは聞き慣れないと思いますが、純アルコール量10gを表す単位です。

◎日頃の飲酒量が何ドリンクに相当するか計算してみましょう!

純アルコール量 = 「液体量」×「アルコール度数」×0.8(比重)

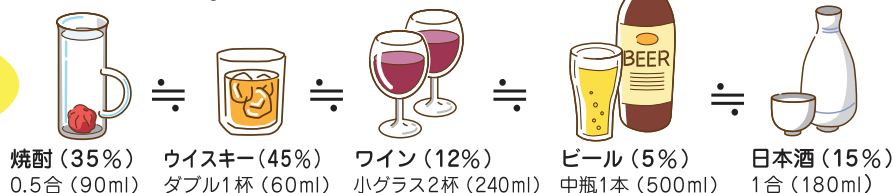
(例)アルコール度数7%の缶チューハイ350mlの場合

$350\text{ml} \times 0.07 \times 0.8 = \text{純アルコール量}19.6\text{g} \dots \text{約}2\text{ドリンク}$ になります。

健康日本21

「節度ある適度な飲酒」は
2ドリンク

<2ドリンク例>



適度な飲酒量を超え続けると...

1日6ドリンクを超える飲酒を続けると健康被害が生じる危機が高まります。肝臓をはじめ、全身の臓器へ悪影響を及ぼします。その他にも二日酔いで仕事の効率が下がったり、さらには体調を崩し長期療養に至るなどパフォーマンスの低下を招きます。

こんな時はまず相談を!

アルコールは依存性があり、自分の意志だけで飲酒習慣を変えることが難しい場合があります。もし、お酒との付き合い方に困っているなら、ひとりで悩まず相談してください。保健所では個別相談のほか、飲酒をテーマにした出前講座(無料、時間帯は応相談)を実施しています。

【相談先】豊中市保健所 保健予防課 精神保健係

TEL.06-6152-7315 / Email:yobo-seishin@city.toyonaka.osaka.jp

「がん治療」と「仕事」の両立。

2人に1人ががんと診断される時代です。自分が、家族が、従業員が「がん」になったらどうすればいいでしょうか。「仕事は続けられるのか」、「どんな制度があるのか」、「相談できる場所はあるのか」など不安や疑問も出てくるでしょう。がん治療を続けながら、仕事を続けるという選択肢もあります。がん治療と仕事の両立に取り組んでみませんか。

●治療と仕事の両立支援に関する情報

■ **独立行政法人 労働者健康安全機構ホームページ** 治療と仕事の両立支援 事業者向け
<https://www.ryoritsushien.johas.go.jp/company.html>

■ **大阪産業保健総合支援センターホームページ**

■ **厚生労働省ホームページ** 治療と仕事の両立支援ナビ
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>

●がん治療と仕事の両立に関する相談窓口

「がん診療拠点病院」には、がん患者さんやご家族のがんに対する不安や疑問に適切に対応するための窓口として、無料で相談できる「がん相談支援センター」が設置されています。「がん治療」と「仕事」の両立について「休職期間中の治療費や生活費のことが心配」、「がんと診断されたけれど、仕事を続けたい」などの相談に応じています。

■ **市立豊中病院 がん相談支援センター** TEL: 06-6843-0101 (内線3125)
ホームページ <https://www.chp.toyonaka.osaka.jp/gan/soudan/index.html>

■ **大阪府ホームページ がんポータルサイト**
がんに関する相談（大阪府下のがん相談支援センターの一覧表を掲載）
http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/osaka_gan-portal/



豊中市民が受診できる健診は？



●大腸がん検診

(年齢) 満40歳以上
(内容) 便潜血検査
2日法
(料金) 単独の場合 300円
特定健診と同時受診は無料



●乳がん検診

(年齢) 満30歳以上の女性
※2年に1回受診できます
(内容) マンモグラフィ、
視触診
(料金) 500円



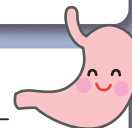
●子宮がん検診

(年齢) 満20歳以上の女性
※2年に1回受診できます
(内容) 細胞診
(料金) 頸部 600円
頸体部 1,000円

●胃がん検診

(年齢) 満40歳以上
(内容) 胃部エックス線検査
(料金) 800円

(年齢) 満50歳以上
(内容) 胃部内視鏡検査 ※
(料金) 1,000円
※2年に1回受診できます



●歯科健診

(年齢) 満30~74歳
(内容) 問診、歯周病、
虫歯の検査
(料金) 200円



※この他にも肺がん・結核検診、前立腺がん検診、骨密度測定などがあります。詳しくは「豊中市 おとなの健診」で検索をお願いします。

特定健診を 受けましょう

- 40~74歳の方は、医療保険者が実施する特定健診（身体・腹囲測定、血液検査、尿検査等）を受診できます。
- 会社にお勤めのご本人は、職場健診として実施される場合もあります。被扶養者については受診券が発行され、指定医療機関で特定健診を受診できるような仕組みもあります。
- 詳しくはご加入の医療保険者（健康保険証の発行元）にお問い合わせください。

豊中市のがん検診を受診するには、受診票が必要です。届いていない人は、健康増進課まで。
問合せ先：豊中市保健所健康増進課
06-6858-2291



新たな就労支援の拠点

豊中しごとセンターもご利用ください。

平成30年(2018年)4月に開設した豊中しごとセンターは市が運営する無料職業紹介コーナーです。セミナーを開催したり求人情報を掲示したりと、求職者と事業所をつなぐため取り組んでいます。市の無料職業紹介所のほか、シニアの活躍を応援するとよなか生涯現役サポートセンターなども併設。国際ソロプチミスト豊中一千里さんからキッズコーナーを寄贈いただき、より幅広い世代の皆さんに利用してもらえる施設となっています。事業所の皆さんからの求人情報もお待ちしていますので、ぜひご利用ください。



センター内でのセミナールームでは、求職者と企業のマッチングイベントも開催



センターで受けた求人情報は、ハローワーク求人とともにセンター内に掲示します



新たにキッズコーナーを開設
子育て世代の就労も支援しています

生活情報センターくらしかんの相談窓口も ご利用ください。

生活情報センターくらしかん(北桜塚)では、就労支援の取り組みのほか、消費生活相談や労働相談などの相談業務も実施しています。消費生活相談は市在住の個人からの相談が対象となりますが、ご家族やお知り合いで契約トラブルなどに困っている人がいればご紹介ください。

消費生活相談

契約トラブルや製品事故など、消費者からの消費生活に関する苦情や問合せに、専門の相談員が被害の救済と問題を解決するためのお手伝いをしています。クーリング・オフの手続き方法など気軽にご相談ください。

なお、事業者からのご相談については、日本弁護士連合会「ひまわりほっとダイヤル」(予約受付電話：0570-001-240)をご利用ください。

【対象】 豊中市在住または在勤の方 **【相談時間】** 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9時～17時

【お問合せ】 電話：06-6858-5070 ※予約の必要はありません

労働相談

従業員とのトラブルなど事業者の皆さんからの相談や、給料の未払いや労働契約、社会保険に関する事など労働者が働く上での悩みに対する相談窓口です。

【対象】 労働者、使用者 **【相談時間】** 月・水・金曜日(祝日・年末年始を除く) 10時～12時、13時～16時

【お問合せ】 電話：06-6858-6863 ※予約の必要はありません



【お問合せ】

豊中市市民協働部くらし支援課
(生活情報センターくらしかん内)

住所：〒560-0022 豊中市北桜塚2-2-1

電話：06-6858-6863 FAX：06-6858-5095

Mail：kurashi@city.toyonaka.osaka.jp